

指定管理者の決定報告

令和3年五條市議会第1回3月定例会の議決により、右表のとおり指定管理者・指定期間が決定しました。

施設名	五條市5万人の森公園
指定管理者となる団体の名称	アスカ美装株式会社
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日
問合せ先	公園緑地課（内線471）

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況報告

【情報公開制度】

①公文書の開示の請求件数及び処理状況

- ▼市長に対する開示請求 15 件に対し、開示：9 件、部分開示：6 件
- ▼市議会に対する開示請求 2 件に対し、部分開示：2 件
- ▼水道事業管理者に対する開示請求 1 件に対し、開示：1 件

②審査請求の件数および処理状況

- ▼決定に対する審査請求：なし

【個人情報保護制度】

①個人情報取扱事務の届出件数：776 件

- ②開示、訂正、削除及び中止の請求並びに決定の件数
▼市長に対する開示請求 1 件に対し、開示：1 件

③審査請求の件数および処理状況：なし

問 企画政策課（内線286）

心身が不自由な幼児・児童・生徒とその保護者の皆さんへ 県立養護学校の説明会・相談会

知的障害・肢体不自由のある子どもやその保護者、担任教諭に対し、養護学校の教育について理解を深めてもらうため、説明会や相談会を実施します。

【明日香養護学校の教育相談会】

- 時 水・木曜日（時間：午後を中心に調整）
- 対 肢体不自由のある幼児・児童・生徒や病弱教育対象生徒の保護者・担任
- 内 ▼子どもの就学・進学や在宅訪問教育について
▼学校生活上の指導や支援について
- 問 明日香養護学校 教育支援部（明日香村川原 410）
- ☎ 0744-54-3380（平日9時～17時）

【大淀養護学校の説明会・体験学習】

- ◆小学部：保護者説明会
 - 時 5月20日（木）、21日（金）9時30分～正午
 - 対 令和4年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者
- ◆小学部：就学相談（個別体験学習）
 - 時 6月15日（火）～12月中旬まで
9時30分～11時30分
 - 対 令和4年4月に小学生となる知的障害のある幼児と保護者
- ◆中学部：就学相談（個別体験学習）
 - 時 6月10日（木）～28日（月）9時30分～正午
 - 対 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教諭ほか
- 問 大淀養護学校（大淀町下淵 414-1）
- ☎ 0747-52-7655（平日9時～17時）

遺族の代表 1 人に支給

第11回特別弔慰金の申請受付中

申請期間：令和5年3月31日まで

戦没者等の遺族に特別弔慰金（額面 25 万円、5 年償還の記名国債）を支給します。対象は、遺族の中で国が定めた順位のうち上位の 1 人です。また、申請には多くの書類が必要となり、手続に時間を要する場合があります。対象となる人や申請方法などの詳細は、ホームページで確認するか問い合わせてください。

※受付から支給まで、1～3 年程度かかります。

問 社会福祉課（内線299）



市ホームページ

地域で取り組む子どもの育ち スクールサポート ボランティア・ 学生ボランティア募集中

地域と共にある学校づくりのため、皆さんの知識や技術、特技や趣味をいかし、幼稚園や学校の教育活動に協力してくれるボランティアを募集しています。

- 時 活動日は、幼稚園・学校の授業などにあわせて異なります。
- 所 市立幼稚園、小・中学校、高等学校
- 対 市内在住の園児・児童・生徒の保護者または市内や近隣市町村在住の成人で、無償で活動できる人
※学生ボランティアは学生（高校・大学・専門学校等）であれば成人でなくても可
- 内 授業や活動の補助、運動会等の行事のサポート、登下校の見守り活動、伝統文化の指導、栽培活動の支援など
- 他 詳細はホームページで確認するか問い合わせてください。
- 申 問 生涯学習課（内線820）



市ホームページ

がん治療による外見変化の苦痛を軽減

アピアランスケアを支援します

アピアランスケアは、がん治療によって髪が抜ける・乳房を切除したなど、外見が変化したことによる精神的な苦痛を軽減するためのサポートです。五條市では、医療用ウィッグ・乳房補正具の購入費用の一部を助成しています。

- ¥ 医療用ウィッグ・乳房補正具購入費 2 分の 1
※上限 2 万円、附属品やケア用品は対象外
- × 令和4年3月31日（木）
- 持 ▼がん治療を受けた、または受けていると分かる書類（治療に関する説明書・診断書等）
▼補正具等を購入した時の領収書又は明細書
▼振込先の通帳又はカードのコピー
▼印鑑
- 他 対象となる要件があります。申請前にまずは問い合わせてください。
- 問 カルム五條（内線290）

自宅での自主研修 アライグマ 捕獲従事者講習会

アライグマを捕獲するには「捕獲従事者証」の取得が必要です。アライグマの被害で困っており、捕獲（駆除）を検討している皆さんは、捕獲従事者講習会（年1回開催）を受講しましょう。※今年度の講習は感染症対策のため自宅での自主研修とします。

- ◆「捕獲従事者証」取得の流れ
- ①5月17日（月）までに、住所・氏名・生年月日・連絡先を次の申込先に伝え、受講を申し込んでください。（受講無料）
- ②捕獲に関するテキストを郵送するので、自宅で学習してください。
- ③5月21日（金）以降に捕獲従事者証（3年間有効）を交付します。
- 他 捕獲檻の貸出も行っています。捕獲従事者証と印鑑を持って窓口で申請してください。
- 申 問 農林政策課鳥獣対策係（内線272、284）